

長崎県立大学大学院地域創生研究科教員資格審査に関する規程

令和2年3月4日
規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学大学院地域創生研究科で行う教員資格に関する審査について、必要な事項を定めるものとする。

(研究指導教員の資格)

第2条 研究指導を担当する教員にあつては、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められるものとする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(講義等担当専任教員の資格)

第3条 講義等の担当専任教員については、原則として研究科の基礎となる学部の教授、准教授又は専任の講師で、その指導能力があると認められる者とする。

(審査の手続き)

第4条 専攻長は、教員の資格審査を行う必要が生じたときは、学長に申し出、承認を得た上で、研究科委員会の議を経て、専攻において審査を行うものとする。

2 審査の方法、手続き等については、専攻毎に別に定めるものとする。

(報告)

第5条 専攻長は、前条に基づき、教員の資格審査を行った場合はその結果を、審査の方法、手続き等を定めた場合（変更を含む。）はその内容を、学長に報告するものとする。

(任命)

第6条 学長は、教員の資格審査の結果についての報告があつた場合は、必要に応じ、大学院教員の任命を行うものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。